

九 福 第 1 0 2 9 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

各介護職員処遇改善加算算定事業者 様
各介護職員等特定処遇改善加算算定事業者 様

九度山町福祉課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護職員（等特定）処遇改善加算に係る届出について

平素は、町福祉行政に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度に介護職員処遇改善加算または介護職員等特定処遇改善加算の算定を行う事業所は、下記期日までに本町へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容をご確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

1. 届出方法

九度山町役場ホームページより必要な様式をダウンロードし、添付書類を添えて九度山町役場福祉課へ提出してください。（郵送による提出も可）

九度山町役場ホームページ <https://www.town.kudoyama.wakayama.jp/>

2. 提出期限

令和 4 年 4 月 1 5 日（金）

3. 提出部数 2 部

- ・ 1 部は控えとしてお返しします。
- ・ 郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

※令和 3 年度に加算の算定をしている場合であっても、引き続き令和 4 年 4 月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要です。

※年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定をしようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

4. 提出書類

- ① 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】
- ② 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-2】
- ③ 介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-3】
- ④ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】
- ⑤ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-3】
- ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※別紙様式2-3は、介護職員等特定処遇改善加算を算定しない場合は不要

※新たに算定を行う場合または加算の届出内容に変更がある場合は、④⑤または⑥⑦も必要
(④⑤は、地域密着型（介護予防）サービスを実施している事業所、⑥⑦は、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している事業所が提出してください。)

＜留意事項＞

- ア 介護サービス事業所等を複数有する事業者は、複数の事業所等に係る「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表を含む。）」を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、加算の届出はそれぞれの指定権者に対して行い、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（提出書類④）、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（提出書類⑤）、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」（提出書類⑥）、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」（提出書類⑦）については、サービス毎に別々に作成してください。
- イ 現在、介護職員処遇改善加算または介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、提出書類④～⑦のうち該当する書類を速やかに提出してください。
- ウ 計画書の記載内容を証明する各種証明資料の提出は、計画書において保管の有無をチェックリストで確認することにより原則不要です。
ただし、実地指導等において、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出できるよう適切に保管してください。

〒648-0198

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地

九度山町役場 福祉課 担当：道浦

電話 0736-54-2019（内線 102）

FAX 0736-54-2022